

返戻金制度について

株式会社マイステラリンク

当社は下記のとおり返戻金制度を設けております。

記

当社の紹介により就職した者が雇用契約の開始日から1ヶ月以内に本人の自己都合による退職又は本人の責による解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

雇用契約の開始日から1か月以内に雇用契約が終了した場合 80%

ただし、退職等が、求人者の採用者に対する処遇その他の労働条件が就労時の労働契約の内容と実際には著しく異なることに起因する場合や、求人者の採用者に対する法令違反行為に起因する場合、経営上の都合等による会社都合の終了など、求人者の責に帰すべき事由に起因する場合は返還をいたしません。

また、本制度は、有料職業紹介契約書において別途の定めがある場合は、その定めを優先します。

以上